

# 神栖市立第一学校給食共同調理場 継続使用可能性調査

## 1. 背景と目的

令和6年2月に策定した「神栖市立第一学校給食共同調理場整備基本計画」では、既存の第一調理場は建て替える計画としており、概算事業費は38億円程度が見込まれていました。

第一調理場の整備は、安全・安心な給食の継続に向けて早急な推進が必要な状況ですが、昨今の社会経済情勢の変化等を考慮すると、多額の財政支出は市の財政状況に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、安全・安心な給食の継続を前提としつつ、既存施設の継続使用も含めた整備方法について整理を行いました。

## 2. 第一学校給食共同調理場の現状

第一調理場は1991年(平成3年)の供用開始から約35年が経過しています。

建物躯体については、重大な構造的問題は確認されていませんが、建築設備や厨房設備は老朽化が相当に進行していることから、継続利用にあたっては改修・更新が必要な状況です。

また、調理の作業動線が一部交差するなど、最新の衛生管理基準に準拠した運用が困難な個所もあることから、継続利用にあたっては改善が必要と考えます。

以上を踏まえ、第一調理場の主な現状と、継続利用に向けた改修・更新の要否は次のとおり整理されます。

このうち、②から⑦の6項目については、継続利用にあたっては改修・更新が必須と考えます。

第一調理場の主な問題点と、継続利用に向けた改修・更新の必要性

区分	No	項目	現状(問題点)	改修・更新の内容	改修・更新の必要性
老朽化	①	建築躯体	特段の問題なし	-	不要
	②	屋上・外壁	屋上は経常的な雨漏り。外壁は錆やひび割れ白華などの劣化多数	屋上防水、外壁改修	必須
	③	建築設備	空調設備、ボイラー、配管等の老朽化が相応に進行	空調、ボイラー、配管キュービクル等の更新	必須
	④	厨房設備	調理釜やスチームコンベクションオーブン等の多くが耐用年数を超過	調理釜やスチコン等の更新	必須
衛生環境	⑤	手洗い設備	数が不足、肘まで洗浄可能な機能も不足。汚染残留リスクが懸念	肘まで洗浄可能な設備に置換え・増設	必須
	⑥	作業動線	調理室と冷蔵・冷凍庫の作業動線が交差。食中毒リスクが懸念	調理場内への冷凍・冷蔵設備の設置	必須
	⑦	トイレ	調理室と近接。基準である1.5メートルの離隔が不足。病原微生物の拡散リスクが懸念	別の場所に設置	必須
	⑧	荷受・検収	肉魚類と野菜類の区分がなく、専用の検収室もなし。交差汚染リスクが懸念	肉類、野菜類を区分し、検収室も設置	運用の工夫での対応も可能
	⑨	アレルギー対応	専用のスペースがなく、レベル3の除去食対応が不可。現在はレベル2の弁当対応。	専用の調理室を設置	運用の工夫での対応も可能

### 3. 改修と建替えの比較検討

第一学校給食共同調理場の現状を踏まえ、改修と建替えについて、比較検討を行いました。

#### 前提条件

##### ①躯体の耐用年数

躯体の耐用年数は、「神栖市公共施設等総合管理計画」で規定されている60年程度(鉄骨鉄筋コンクリート造)を想定します。第一調理場は供用開始から35年程度が経過していることから、整備にあたっての設計と工事の期間を勘案し、建築躯体については15年～20年程度の継続利用が可能と判断します。

##### ②対応食数

現在の3,500食を第2、第3調理場を含めた配送校の見直しにより、2,200食に縮小して改修を行うことを想定します。

#### 比較検討の概要

区分	概要	改修・更新の内容	対応食数	増築工事	工事中の給食停止	使用年数
改修	継続利用に向けて必要な最小限の改修・更新を行う ※(注)	②～⑦の必須項目のみ(⑧⑨は運用上の工夫で対応)	2,200食	不要	なし	15年
建替え	別敷地への改築を行う	-	4,000食	-	なし	60年

※(注) ・⑥は、既存冷蔵庫をラック等で仕切り、汚染区域・非汚染区域を分けて運用する。  
 冷蔵庫容量が不足する場合は、焼物・揚物・蒸物スペースのレイアウト変更を行い、新たに冷蔵庫を設置する。  
 ・⑦は、既存トイレを倉庫として改修し、既存の書庫・来客用トイレを職員用便所として改修する。書庫・来客用トイレは、2階等の空きスペースに移設が必要である。

### 4. 検討結果

#### (1)事業費

改修案は、15年間の市の財政負担が約12億円に抑えられます。建替え案と比べると、約28.5億円の費用削減が可能です。

一方、建替え案は財政負担が約40.4億円と高くなります。

表 事業費比較

(単位:億円 /税込)

整備内容	事業費	補助金	市負担額		
			起債	一般財源	(計)
改修	11.85	-	7.28	4.56	11.85
建替え	44.54	4.15	27.68	12.71	40.39

## (2)年度毎の財政負担

改修案は、工事年度(R10)に一時的な支出が発生しますが、毎年度の負担は比較的軽く、15年間の合計は約7億円前後となります。

建替え案は、工事を行う年度に支出が集中しますが、その後の維持管理費は安定します。

表 年度毎の財政負担

(単位:億円 /税込)

案	区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	10年計
改修	起債	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.18	0.18	0.19	0.31	0.90
	一財	0.77	0.66	1.76	0.02	0.04	0.92	0.13	0.06	0.01	0.02	4.39
	計	0.77	0.66	1.76	0.02	0.06	0.94	0.31	0.24	0.20	0.33	5.29
建替え	起債	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	1.04	1.26	1.26	1.26	1.26	6.11
	一財	0.19	7.42	1.61	0.08	0.16	0.16	0.16	0.16	0.38	0.38	10.70
	計	0.19	7.42	1.61	0.08	0.19	1.20	1.42	1.42	1.64	1.64	16.81

案		R18	R19	R20	R21	R22	15年計
改修	起債	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	2.55
	一財	0.01	0.01	0.11	0.00	0.03	4.55
	計	0.34	0.34	0.44	0.33	0.36	7.10
建替え	起債	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	12.41
	一財	0.38	0.38	0.38	0.85	0.85	13.54
	計	1.64	1.64	1.64	2.11	2.11	25.95

試算条件:起債75%(25年返済 元本据置3年)、ライフサイクルコスト、調理機器更新(15年毎)

## (3)整備スケジュール

改修・増築案は、令和9年度から工事を開始し、工事内容に応じて数年かけて段階的に整備します。

改修工事については夏休み期間中の実施が想定されます。

一方、建替え案では令和11年度の夏休み明けからの供用が可能と考えます。

表 整備スケジュール(案)

案	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	...	
改修	改修 設計		外部改修 空調機設置	内部 改修	調理機器更新				
建替え	再検討		建設工事(約20ヵ月)		◎9月供用開始				

## 5. 総合評価

改修は、作業動線の交差やアレルギー対応は改善することができず、運用面での対応となりますが、工事中も給食を止めずに対応することができます。財政負担についても、建替え案の3分の1程度に抑制が可能であることから、当面の給食を続けることを重視した案としては評価されます。

建替え案は、市の財政負担額は40億円程度になりますが、現行の衛生管理基準で運用することができます。また供用開始後、60年程度の継続利用も可能です。